

2023年4月6日

お客様各位

シーカ・ジャパン株式会社
オペレーションズ&サプライチェーン Q-EHS

作業記録等が必要ながん原性物質に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年4月1日より施行された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)」において、事業者は、「がん原性物質」を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者の作業記録等を30年間保存することが義務付けられました。(上記改正後の労働安全衛生規則第577条の2も併せてご参照ください。)

2023年4月1日から適用される「がん原性物質」123物質を含む該当製品を、下記にてご案内させていただきます。

つきましては、該当製品をお取り扱いいただいておりますお客様におかれましては、大変お手数ではございますが、法令に基づき適正なご対応をお願い申し上げます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

<記>

1. 該当製品
別紙をご参照ください。
2. お客様へのお願い
該当製品をご使用される際は、改正された労働安全衛生規則第577条の2に則り、作業記録の作成やその記録の30年間保存等「がん原性物質」としての取扱いをお願いいたします。
3. 問合せ先
ご不明な点がございましたら弊社営業担当までお問い合わせください。

以上